

令和4年9月10日

葛城市立幼稚園・小学校・中学校

保護者の皆様へ

葛城市教育委員会

園児児童生徒及び同居家族に体調不良者等が
いる場合の登園・登校について【改訂】

初秋の候、平素は本市幼稚園・学校教育の運営推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、9月9日付けで奈良県教育委員会から新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更についての通知がありました。

つきましては、9月2日付けでお知らせした「園児児童生徒及び同居家族に体調不良者がいる場合の登園・登校について（令和4年9月2日時点）」の内容を別紙1及び別紙2フロー図のとおり変更いたしますのでご確認願います。

ただし、今回の療養期間の見直しにおいて、特に、幼稚園、学校においては、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者の療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については、検体採取日から7日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底が求められること
- ・ 療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなどの必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の登園・登校は必要最小限の外出とは認められないこと等の点にご留意いただくよう願います。